

阿南市富岡保育所 重要事項説明書（令和6年4月1日現在）

この重要事項説明書は、阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年3月阿南市条例第11号）の規定に基づき、阿南市富岡保育所（特定教育・保育施設）の運営に関する重要事項について文書により説明を行うものです。

1 施設の概要

種 別	保育所						
運 営 主 体	阿南市						
園 の 名 称	阿南市富岡保育所						
所 在 地	〒774-0030 阿南市富岡町トノ町 96-1						
連 絡 先	TEL (0884) 22-0136			FAX (0884) 22-0136			
開設年月日	昭和45年 4月 1日						
敷地面積	土地面積 3921.83 m ²			建物面積 353.15 m ²			
園舎構造	鉄筋コンクリート造						
利用定員 106名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	2号	—	—	—	23名	23名	23名
	3号	—	14名	23名	—	—	—
対象年齢	4月1日現在1歳から保育修了年齢に達した翌年3月31日まで						
職員体制	職 種	職 務 内 容				員 数	
	所 長	所務をつかさどり、所属職員を監督指導。				1人	
	主任保育士	所長を助け、命令を受けて所務の一部を整理。 乳幼児の保育をつかさどる。				2人	
	保 育 士	乳幼児の保育、発達発育促進及び安全管理。				14人	
	給食調理員	乳幼児の給食調理、栄養指導及び管理。				4人	
開 所 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日から金曜日 ・ 土曜日は就労等の理由により必要な場合のみでお願いしています。 ・ 年末年始（12月29日～1月3日）及び日祝日は休みとなります。 						
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準時間認定の方は、平日 7:30～18:00 土曜日 7:30～12:15 (実際の保育時間は、就労時間等を考慮し決定いたします) ・ 短時間認定の方は、平日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:15 (7:30～8:30、16:30～18:00を希望する日は、1日200円を徴収します) 						
食事の提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳児～2歳児 完全給食、おやつは午前午後の2回提供しています。 ・ 3歳児～5歳児 副食給食（主食持参）、おやつは午後1回提供しています。 ・ アレルギーのある子どもには、医師と相談の上除去食を実施しています。「食物アレルギーの主治医指示書」は園にあります。 						
嘱託医	内科 岸医院		TEL 23-0272				
	歯科 仁木歯科医院		TEL 22-1230				

2 施設の目的・運営方針

富岡保育所は以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育することを目的とします。

- (1) 保育の提供にあたっては、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、乳幼児の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 乳幼児の家庭や地域との連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援を行うように努めます。

3 保育の内容等

(1) 市立保育所の保育内容

保育内容	保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、全体的な計画その他の内容は、保育所保育指針に従うものとします。
全体的な計画	<p>○全ての職員が保育所全体の保育方針や保育目標について共通認識を持ち、計画的に保育を実施するため、公立保育所・認定こども園 19 か所において共通の全体的な計画を基に作成しています。</p> <p>○全体的な計画の概要は次のとおりです。</p> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応答的な保育を心がけ、子どもが安心して自分らしさを発揮し基本的信頼感や自己肯定感がもてるようにする・ 様々な体験を通して「知識・思考力・学びへと向かう力・人間性」を育み、生きる力の基礎を培うようにする・ 各施設で作成した安全計画を基に、安心・安全な保育を実施する。 <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健康で基本的生活習慣が身についた子ども・ 豊かに感じ表現できる子ども・ 人の話をよく聞き自分の気持ちを伝えられる子ども・ 自分で考え、意欲的に活動する子ども・ 友達を大切にし、協力しあつてのびのび遊ぶ子ども・ 身近な自然に親しみ、興味や関心をもつ子ども <p>【給食目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 栽培活動やクッキングなど、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることの楽しさや大切さを知る・ 基本的な食事の習慣やマナーを身につける・ 楽しい雰囲気の中で食事をしながら、食べ物と体の関係に気付く

(2) 保育所での1日

1・2歳児	時 間	3・4・5歳児
開所	7:30	開所
順次登所		順次登所
健康観察	8:30	健康観察
検温(0・1歳児)		身の回りの始末
朝のおやつ (生活と遊び)	9:30	好きな遊びをする
好きな遊びをする		・室内、戸外遊び
・室内、戸外遊び		・当番活動
・年齢別保育		・年齢別保育
・異年齢での活動		・異年齢での活動
・園外保育		・園外保育
・行事参加など		・行事参加など
給食	11:00	
	11:30	給食
昼寝	12:30	
	13:00	昼寝
おやつ	15:00	おやつ
好きな遊びをする		好きな遊びをする
順次降所	16:00	順次降所
閉所	18:00	閉所

(3) 年間行事予定

月	行事予定	月	行事予定
4月	●入所式	12月	●発表会
5月	○こどもの日の集い		○クリスマス会
	○春の遠足	2月	○豆まき
6月	●保育参観	2月	●保育参観
7月	○七夕まつり	3月	○ひな祭り会
	○プール開き		○お別れ遠足
	○夏まつり		○お別れ会
10月	●運動会		●修了式
11月	●親子遠足		
※誕生会・身体計測・避難訓練は毎月行います ※交通安全教室は年3回行います ※内科検診・歯科検診は年2回、尿検査は年1回			

☆上記の●は保護者参加の行事となります。

4 保育の利用に関する事項

【開始】

阿南市の利用調整に基づき当保育所に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

【終了】

当保育所では、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

【集金について】

- ・ 幼児教育・保育無償化及び阿南市独自の施策により保育料は無償、3～5歳児の副食費(4,700円)も補助対象となっています。
- ・ その他の費用として、
 - 毎月保護者会費 700円・絵本代(任意)460円程度
 - 用品代、素材費(個人で使う物です)
 - 遠足代・写真代など(そのつど集金させていただきます)

5 慣らし保育について

入所後は1～2時間の保育から始め、給食、昼寝の実施へと徐々に時間を延ばす慣らし保育を実施させていただきます。新しい環境にゆっくりと慣れていくことで、お子さまも安心して保育所での生活を楽しめるようになります。1～2歳児は4週間、3～5歳児は3週間を基本スケジュールとしております。

6 登所、送迎などについて

原則保護者による送迎となっています。送迎の人が変わるときは必ず園にお知らせください。欠席する場合は9時までに連絡をお願いします。

7 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

8 災害時の対応

- ・ 連絡方法…マチコミメールにて配信します。(4月に登録をお願いします)
 - 気象警報発令の時もマチコミメールでの配信はいたしますが、詳しくは別紙の気象警報発令時の対応についてをご覧ください。
- ・ 緊急避難先…第1避難先 富岡保育所2階 第2避難先 ホテル石松

9 虐待防止について

【体制整備等】入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。

【緊急時の対応】児童に不適切な養育の兆候が見られる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所に通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

10 病気、与薬について

- ・ 保育所は、低年齢で抵抗力の弱い乳幼児が集団で生活する場です。感染症については特に配慮が必要です。体調の悪い時はご家庭での保育をお願いします。詳しくは別紙感染症と登所停止についてをご覧ください。「治癒証明書」は園にあります。
- ・ 原則として与薬は行いません。やむをえず薬を持参するときは別紙保育所（園）における与薬についてをお読みいただき、「連絡票」の記入をお願いします。

11 要望・苦情等に関する相談窓口

当保育所では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

- ・ 苦情受付窓口・・・所長、主任保育士
- ・ 利用時間・・・9時～16時 TEL (0884)22-0136
- ・ 第三者委員・・・主任児童委員 (氏名幸田初美 TEL24-8711)
(氏名木岡恭子 TEL22-1324)

12 保険の加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入しています。

年間一人230円を保護者会より支払わせて頂きます。

13 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護のため、保育中のビデオ撮影・写真の取り扱いについて、個人情報が流出することのないよう取扱いには十分お気をつけください。保育所での取り扱いについては、別紙個人情報保護方針をご覧ください。